

「生野区痴呆性老人をかかえる家族の会」会則

1. [名 称] 本会は、「生野区痴呆性老人をかかえる家族の会」と称す。
2. [目 的] 家庭で、痴呆性老人を介護する家族などが、互いに力づけあって、明日への介護の意欲を育むと共に、痴呆性老人及び介護についての知識を深め、地域社会における理解を広めることを目的とする。
3. [活 動] 総会、定例会、研修会、会報の発行、その他必要な活動と援助を行う。
4. [会 員] 痴呆性老人を介護している人、及び介護を終了した人、また痴呆性老人介護について関心のある人。
5. [役 員] 本会は、会員の互選により、代表世話人1名、副代表世話人1名、会計1名、監査1名を置く。
役員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。
6. [事務局] 本会は、日常、運営を進めるために、事務局を代表世話人宅に置く。
事務局の会合は、毎月1回開くものとする。
7. [経 費] 本会の経費は、会費、賛助金及び寄付金をもってあてる。
会費は、年間1200円とする。（年度途中の入会者については、月割とする。）なお、必要に応じ、臨時徴収出来るものとする。
8. [会 計] 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
9. [施 行] 本会則は、平成5年 4月10日から施行する。

w w w